

「拡大教科書等」の無償給与事務について

拡大教科書：視覚障がいのある児童生徒の学習に使用するため、文字、図形等を拡大して検
定教科書を複製した図書

1 拡大教科書等の無償給与対象（無償給与の根拠法及び参考法令については資料1参照）

- 特別支援学校小・中学部及び小・中学校（義務教育学校、前期課程の中等教育学校を含む）の特
別支援学級に在籍している児童生徒
- 小・中学校の通常学級に在籍している児童生徒

<障がいの程度>

- ① 視覚障がいの程度が施行令22条の3に該当（両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力
以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚に
よる認識が不可能又は著しく困難な程度のもの）
 - ② 25文科初第756号平成25年10月4日付け「障がいのある児童生徒等に対する早期から
の一貫した支援について（通知）」により、「弱視者」に相当するもの（拡大教科書等の使用に
よっても、通常の文字、図形等の視覚による認識に困難な程度のもの）
 - ③ ②に準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通常の検定教科
書の文字、図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等学習に困難をきたすものであつ
て、拡大教科書を使用することが教育上適当であると、所管の教育委員会が認めるもの
- ※ 「障がいのある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」

2 拡大教科書等の手続きについて

一般図書・教科用特定図書等の需要にあたり、「特別支援学校・特別支援学級」と「通常の学
級」の手続きが異なります。拡大教科書が給与される場合、通常の検定教科書は給与されません。

| 【一般図書 扱い】 特別支援学校・特別支援学級 | | 【教科用特定図書等 扱い】 通常の学級 |
|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 一般図書（絵本本） 一部の点字教科書※1 | 拡大教科書・点字教科書 | 拡大教科書・点字教科書 |
| 管理システム | 別紙様式 ※資料2-3 (Excel形式) ※様式集参照 | 別紙様式 ※資料2-4 (Excel形式) ※様式集参照 |

※1 検定教科書を原典とした一般図書のうち、社会福祉法人が発行する点字教科書は、教科書事
務執行管理システムで書類を作成する。

※2 拡大教科書等は、一人一人に合わせて作成されるため、報告漏れやポイントの間違いなど
がないよう、十分に留意すること。また、ポイント数が増える場合や、新たに給与が必要な児
童生徒が出た場合も、速やかに県教育委員会に報告すること。

(1) 特別支援学校や特別支援学級で学ぶ児童生徒が拡大教科書や点字教科書を使用する場合

◇拡大教科書を使用する場合

見え方により「教科書発行者及び民間拡大教材製作会社が発行する標準拡大教科書※1」
と「ボランティア団体等が発行する拡大教科書」の選定が必要となる。

- ① 児童生徒の障がいの程度に標準拡大教科書の文字のポイント数や様式が合うかを検討
し、標準拡大教科書が使えるようであれば、標準拡大教科書を選ぶ。

*1：標準拡大教科書は、文字のポイント数が22pを基準に18pと26pがあり、
小学校低学年では30pのものも作成されている。

- ② 標準拡大教科書が障がいの程度に合わない場合は、ボランティア団体等※2に依頼する。

*2：ボランティア団体等一覧表（福島県内で依頼したボランティア団体等
の連絡先については、資料2-1参照。）

- ③ 文科省の様式「教科用特定図書等需要票」（特別支援学校・学級用）での報告を行う。

◇点字教科書を使用する場合

- ・ 「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」に記載されている国語・社会・数学・理科・英語の教科書は、検定教科書用の教科書システムにて入力。ただし、教科書目録に掲載されている点字教科書は、原典となる教科書（発行者）＊3が決まっているため、採択地区と合っているかの確認が必要。
- ・ 採択地区と教科書（発行者）が合っていない場合は、ボランティア団体等に依頼する必要がある、文科省の様式「標準教科用図書需要票」（特別支援学校・学級用）での報告となる。
- ・ 地図・音楽・体育・技術家庭などの教科書は、一般図書の教科書システムにて入力。
＊3：原典となる教科書とは、点訳が比較的しやすいこと及び弱視児にも比較的見やすいことなどの観点から選定されている教科書（発行者）。文科省HPに掲載。

（2）小中学校の通常の学級で学ぶ児童生徒が拡大教科書や点字教科書を使用する場合

◇拡大教科書を使用する場合

- ・ 選定の仕方については、特別支援学校・学級と同様。
- ・ 様式「標準教科用特定図書等需要票」（通常学級用）での報告を行う。

◇点字教科書を使用する場合

- ・ 「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」に記載されている国語・社会・数学・理科・英語などの教科書について、原典が採択地区と合っていれば、「標準教科用特定図書等需要票」（通常学級用・教科書発行者等）での報告。
- ・ 採択地区と教科書（発行者）が違う場合は、ボランティア団体等に依頼する必要がある、様式「標準教科用特定図書等需要票」（通常学級用・ボランティア用）での報告となる。

3 無償給与事務について

- ・ ボランティア団体に依頼する場合、期日までに教科書を納入できるかの確認を行う。
- ・ ボランティア団体等への依頼は、小・中学校で学ぶ児童生徒（福島市立ふくしま支援学校を含む）の場合は、通常の学級、特別支援学級を問わず、市町村教育委員会が行う。 県立・附属特別支援学校に在籍している場合は、**特別支援学校**が行う。

4 対象者が転校する場合

- ・ 資料2-1の様式1、様式2により報告。
- ・ ボランティア団体等に依頼している場合は、ボランティア団体等への連絡も行う。

5 新学齢児の場合

- ① 新1年生で、就学時健康診断後に視覚に障がいのあるお子さんがいる場合は、拡大教科書や点字教科書が必要な程度かの実態把握を行う。
- ② 拡大教科書が必要な場合は、標準拡大教科書を使用するのか、ボランティア団体等に依頼する程度なのかを判断する。
- ③ 市町村教育委員会から教育事務所への連絡を速やかに行う。教育事務所は県教育委員会への連絡を速やかに行う。

6 その他

- ・ 受領証明書、納入指示書の様式については、毎年様式が変わるため、最新のものを使用すること。（データは、後日送付）

【拡大教科書・点字教科書相談窓口】

教育庁特別支援教育課

☎ 024-521-7780

